

## 「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」委託要項

制 定 令和4年2月10日  
一部改正 令和5年2月10日  
一部改正 令和6年2月 6日  
一部改正 令和7年2月14日  
一部改正 令和8年2月18日

スポーツ庁次長決定

### 1 趣旨

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、スポーツによる地域活性化・まちづくりにおいて重要な要素の一つである。

スポーツ庁では、これまで策定された「スポーツツーリズム需要拡大戦略」や「武道ツーリズム推進方針」等に基づき、スポーツツーリズムコンテンツ磨き上げのモデル事業、国内外向けのデジタル技術を活用した広報や体験会を含むプロモーション、文化庁・観光庁と連携したスポーツ文化ツーリズムの推進等の各種施策を展開してきたところである。

スポーツツーリズムに関するこうした取組は各地で徐々に芽生えつつある一方で、各地に新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出すムーブメントもみられる。今後も増加が見込まれる訪日旅行客を主なターゲットとし、引き続き地域資源を最大限に活用した地域独自の取組を進めるとともに、これらの新しいムーブメントを活用した高付加価値な取組を進める必要がある。

このため、本事業では、スポーツによる地域活性化・まちづくりに積極的に取り組む行政・スポーツ・観光等の関係団体が連携・協働した総括的なプロジェクトチームを立ち上げ、上記の課題に一体的に取り組む体制を構築するとともに、スポーツと地域資源を活用した国内外から選ばれる観光コンテンツを創出（モデル事業）し、定着化と他地域への横展開を図り、スポーツツーリズムのマーケティングデータの収集、分析、利活用の促進、普及啓発のための関連シンポジウムや体験会の開催等を行い、スポーツをツールとした持続可能な地方誘客の仕組みを創出し、その自走化を図ることを目的に実施する。

（参考：スポーツツーリズム需要拡大戦略（平成30年3月））

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/019\\_index/toushin/1402796.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/019_index/toushin/1402796.htm)

（参考：武道ツーリズム推進方針（令和2年3月））

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/jsa\\_00032.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00032.html)

## 2 委託事業の内容

下記の項目（１）・（２）について事業をそれぞれに委託する。

### （１）スポーツツーリズム・武道等コンテンツの創出

新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出す、新しいスポーツのムーブメントを活用した高付加価値コンテンツや、スポーツと独自の地域資源をかけ合わせた、“ローカルブランド化”を目指すコンテンツの創出をモデル的に実施し、交流人口・消費額拡大への貢献等の効果検証を行う。

### （２）スポーツツーリズム・ムーブメントの創出

効果的なムーブメントを創出するため、令和 7 年度に実施したマーケット調査・分析を基に国ホームページ及び SNS の進化、コンテンツ創出の高度化のためのツーリズム担い手への伴走支援、並びに戦略的プロモーションの実施を実現する。またスポーツツーリズムに関心のある事業者等による交流の場を創出し、その参加者によるネットワークを構築する。

## 3 事業の委託先

法人格を有する団体とする。なお、J V（共同事業体）の申請も可能であるが、代表となる主体を定め、J Vの構成員全てが法人格を有する必要がある。

## 4 委託期間

委託契約締結日から委託契約書に定める日までの間とする。

## 5 委託手続

- （１）団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書等をスポーツ庁に提出すること。
- （２）スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認められた場合、団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

## 6 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 7 委託経費

- （１）スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費（10%を上限とする。）、再委託費）を委託費として支出する。
- （２）以下の経費は対象としない。
  - ア 契約期間外に使用した経費
  - イ 国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業経費

ウ 営利のみを目的とした経費

エ 委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費

オ 親睦を深めるための交際経費

カ その他本事業と無関係と思われる経費

- (3) スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 8 事業完了（廃止等）の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

## 9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 著作権等

本事業の実施に伴い、委託先（職員を含む。）が創作行為を行ったことにより、団体が有することとなった著作権（著作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、スポーツ庁に帰属する（委託先がスポーツ庁に譲渡する。）ものとする。また人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い委託を受けた団体以外の者が著作権を有し得る場合においては、スポーツ庁と委託先が別途協議して定めるものとする。

## 11 その他

- (1) スポーツ庁は、委託先が実施する事業の内容が本事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、事業報告書等、スポーツ庁への提出物全てについて、個人情報を含めてはならない。事業実施に活用する個人情報は、委託先の責任の下、法令を遵守し取り扱わなければならない。

い。

- (6) 委託先は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。